

やまがた緑環境税基金条例の可決に係る附帯決議

近年、管理放棄された森林が増加する中で、このままの状況で推移すれば、森林の環境保全機能が低下し、県民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

こうした中、今般、知事より「やまがた緑環境税基金条例案」が提出され、水源のかん養や土砂崩れの防止など、森林本来の公益的機能の再生等を目的とする基金を県民に新たな負担を求める形で創設することが提案されたところである。

荒廃した森林を再生させ、森林の有する公益的機能の維持増進を図ることが必要であることは、十分理解するものである。

しかしながら、山形県森林審議会における「県民みんなで支える新たな森林づくりと費用負担のあり方について」の答申が、本年7月に出されたばかりであり、地域住民との意見交換会やパブリックコメントを実施したというものの、その制度、内容等について、県民への周知が必ずしも十分とは言えない。また、具体的に事業を進める上で、今後、関係者の合意形成などへの積極的な取組みを進める必要がある。

よって、本県議会は、「やまがた緑環境税基金条例案」を可決するに当たり、下記のとおり強く求める。

記

- 1 「やまがた緑環境税基金」の制度や目的、基金を活用した各種施策の具体的内容等について、県民に対し、十分に周知徹底を図ること。
- 2 森林保全のための事業の実施に当たっては、森林所有者や地域住民との合意形成など準備に万全を期し、県民みんなで森林を支える意識の醸成を図りながら、着実に施策を展開すること。

以上、決議する。

平成18年12月15日

山形県議会